



平成29年9月12日

関東運輸局

平成29年度関東地域事業用自動車安全施策実施目標等の策定
及び推進について

関東運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン2009」の趣旨を踏まえ、「関東地域における事業用自動車交通事故削減目標」を定めておりますが、毎年度この目標を達成するための施策実施目標の策定及び進捗状況の確認を行うなど、官民総力を挙げて事故防止の取組みを推進しているところです。

今般、軽井沢スキーバス事故を受けた新たな安全対策が策定されたこと、自動車の先進安全技術の普及が進みつつあること等の自動車事故をめぐる状況変化、人口減少や高齢化の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等の動向を踏まえ、「事業用自動車総合安全プラン2009」が改訂され、今年6月に「事業用自動車総合安全プラン2020」が取りまとめられました。

これを受け、関東運輸局において、別添のとおり「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び「平成29年度関東地域事業用自動車安全施策実施目標」を策定しました。

引き続き、関係団体及び関係機関と協力・連携し、目標達成に向けて事故防止の取組みを推進してまいります。

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課 菅谷、秋月、遠藤

電話 045-211-7256（直通）

FAX 045-201-8813

（配布先）

神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、都庁記者クラブ、
物流専門紙、ハイタク専門紙

関東地域事業用自動車交通事故削減目標

<目標>事業用自動車総合安全プラン2020

1. 平成32年までに死者数70人以下
2. 平成32年までに人身事故件数8,100件以下
3. 飲酒運転ゼロ

【バス】

1. 平成32年までに死者数0人
2. 平成32年までに人身事故件数300件以下
3. 飲酒運転ゼロ

【タクシー】

1. 平成32年までに死者数10人以下
2. 平成32年までに人身事故件数3,600件以下
3. 飲酒運転ゼロ

【トラック】

1. 平成32年までに死者数60人以下
2. 平成32年までに人身事故件数4,200件以下
3. 飲酒運転ゼロ

平成29年度関東地域事業用自動車安全施策実施目標

平成21年3月、国土交通省において「事業用自動車総合安全プラン2009」（以下、「プラン2009」という。）が取りまとめられ、プラン2009を踏まえた安全対策の推進を図ってきたところである。

また、プラン2009については、平成26年11月に中間見直しが行われ、平成21年から平成25年までの5年間の事故発生状況や施策の進捗状況等を踏まえ、平成30年に向け事業用自動車の事故等削減目標を達成するため、これまでの重点施策の更なる強化や新たな重点施策が追加されたところである。

関東運輸局及び関係業界団体は、プラン2009の趣旨を踏まえ、一丸となって事故防止対策に取り組んできたところであるが、軽井沢スキーバス事故等の発生、自動車の先進安全技術の急速な発展など、大きな状況の変化があったことから、国土交通省ではプラン2009を改訂し、「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下、「プラン2020」という。）を策定したところである。

このような状況を受け、プラン2009に加え、プラン2020も踏まえたうえで、管内の事業用自動車事故等削減目標達成に向け、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、平成29年度に講ずべき施策の実施目標を次のとおり定める。

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

（1）事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化

- すべての自動車運送事業者においては、経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保が第一であることを自覚するとともに、社内に安全風土・安全文化を徹底するなど、運輸安全マネジメントの適確な実施により、PDCAサイクルに沿って事故削減に努める。【事業者団体】（継続）
- 運送事業者が参加する各種講習会等において制度の周知を図り、評価については、中小規模の貸切バス事業者を対象に、重点的に実施する。【関東運輸局】（継続）

（対象事業者）

- ・ 100両以上を保有する乗合バス事業者
- ・ 高速乗合バス事業者、貸切バス事業者（平成25年度から中小規模事業者へ拡大）
- ・ 貸切バス委託型高速乗合バス事業者、運行受託貸切バス事業者
- ・ 300両以上を保有するハイタク・トラック事業者
- ・ 第一当事者となる死亡事故等を惹起した事業者

・運輸安全マネジメント評価実施予定

安全マネジメント評価対象事業者		評価予定事業者数（者）
乗合バス	・ 100両以上 ・ 高速乗合バス	0（0）
新高速乗合バス	貸切バス委託型	0（0）
貸切バス	全事業者	137（152）
ハイタク	300両以上	0（0）
トラック	300両以上	2（0）
バス・ハイタク・トラック	第一当死亡事故等	未定（22）
合計	計	139（174）

注：（ ）内は平成28年度実績（合計欄は、第一当死亡事故等を除く）

- 第三者機関による安全マネジメント評価の積極的な活用により、運輸安全マネジメントの趣旨の徹底と輸送の安全確保を図る。【事業者団体、自動車事故対策機構】（継続）

（2）運行管理制度

- 運行管理者講習を効果的に実施し、アルコール検知器を用いた確実な点呼の実施、危険ドラッグ等薬物の使用禁止、過労運転の防止（交替運転者の配置基準等）、体調急変による事故防止及び運転者の指導教育等運行管理の徹底による輸送の安全確保を図る。【関東運輸局、自動車事故対策機構】（継続）

・実施予定回数

（回）

支局	基礎	一般	特別
東京	191[175]（165[148]）	231[186]（172[121]）	7（5）
神奈川	23[13]（30[20]）	35[6]（35[6]）	4（4）
埼玉	16[5]（11[0]）	38[11]（29[2]）	4（4）
群馬	16[10]（17[11]）	23[9]（15[1]）	3（3）
千葉	26[16]（23[13]）	56[27]（54[24]）	4（5）
茨城	9[3]（10[4]）	23[4]（30[11]）	3（4）
栃木	45[39]（41[35]）	66[52]（49[35]）	3（3）
山梨	5[1]（4[0]）	15[6]（9[0]）	2（2）
計	331[262]（301[231]）	487[301]（393[200]）	30（30）

注：（ ）内は平成28年度実績

[]内は民間実施機関の内数

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、社内安全教育等を実施する際には外部専門家によるコンサルティングを積極的に活用するなど、社内安全教育の充実を図るよう推進する。【関東運輸局】（継続）
- 業界団体において作成した安全教育用教材等を活用した効果的な運転者への指導・教育を実施する。【事業者団体】（継続）
 - ・ドライブレコーダー映像を活用した交通 KYT—DVD
 - ・首都高速事故多発地点マップ
 - ・健康管理ハンドブック
 - ・事業用トラックドライバー研修 e—ラーニングテキスト
 - ・トラックの交差点死亡事故の傾向と分析結果「交差点での事故防止について」
 - ・管内におけるバスのヒヤリ・ハット映像等を集約したDVD教材「転ばぬ先の杖」
- トラック事業者においては、準中型免許創設に伴い、平成28年4月1日に一部改正された告示「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に従い、運転者教育の強化を実施する。【関東運輸局、事業者団体（トラック）】（継続）
- 平成24年4月に作成した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（「トラック事業者編」は平成28年6月改訂）を活用し、各社が運行実態を考慮し、各社独自のマニュアル等と併せて活用するよう周知するとともに実践する。【関東運輸局、事業者団体】（継続）
- 貸切バス事業者においては、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的対策」がとりまとめられたことに伴い、平成28年11月に一部改正された告示「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に従い、ドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容を周知徹底する。【関東運輸局、事業者団体（バス）】（新規）

（3）事故情報の活用充実

- 重大事故データベースの構築と分析・活用による効果的な安全施策を立案する。【関東運輸局】（継続）
 - ・個別に管理されてきた事業用自動車に関する行政情報をより精度の高い分析を行い、効果的・効率的な指導・監督を実施する。
 - ・国土交通省が配信しているメールマガジンを有効に活用し、事故要因分析検討結果に基づく事故防止対策を推進する。
 - ・事故要因分析検討結果を関係業界と情報共有するとともに、関係業界が実施する事故防止キャンペーン等の啓発活動を支援する。

- 事故要因分析検討結果等の活用を推進し、同種事故の再発防止の徹底を図る。
【事業者団体】（継続）

- 「首都高速道路における交通事故防止検討会」（関東トラック協会）により、首都高速道路におけるトレーラ等事業用貨物自動車の重大事故について、人・車両・道路構造の面から分析・検討し、平成22年2月に公表された「首都高速道路における交通事故防止方策検討調査報告書」に基づく同種事故の再発防止の徹底を図る。【事業者団体（トラック）】（継続）

（4）運転者対策の充実・強化

- 適正な労働契約を締結した運転者を選任する。【事業者団体・各事業者】（継続）
- 乗務員に対するSAS（睡眠時無呼吸症候群）の早期発見・早期治療への取り組みをさらに推進するため、SASスクリーニング検査に係る費用の助成等に努める。

また、平成27年8月に国交省より公表された「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」を効果的に活用する。【事業者団体】（継続）

- 平成26年4月に国交省より公表された改訂版の「事業用自動車の健康管理に係るマニュアル」を活用し、運転者の健康状態の把握、乗務判断等の確実な実施を図る。【事業者団体】（継続）
- 特にバスにおいては、ソフト・ハードの総合対策を何重にも講じ、健康・過労事故の想定されるリスクをできるだけ上流の段階で摘み取るとともに、万が一の場合でも乗客等の安全を確保する。【関東運輸局、事業者団体（バス）・バス事業者】（継続）
- 新たに雇い入れた運転者の事故歴を把握する。【事業者団体】（継続）
 - ・運転者として新たに採用する者については、運転記録証明書等により、過去の事故及び違反歴などを把握し、大臣が認定した適性診断を確実に受診させるとともに適切な指導を行い事故の防止を図る。
なお、過去の事故及び違反歴などの把握をさらに推進するため、運転記録証明の取得に係る費用の助成等に努める。
- ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督を徹底する。【事業者団体】（新規）

（5）整備の充実・強化

- 確実な点検整備の実施を促し、特に大型車の車輪脱落事故及び車両火災事故等社会的影響の大きな事故について強力的に再発防止の徹底を図る。【関東運輸局、事業者団体】（継続）

・大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食による事故等に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推

進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え、啓発を促進する。

- ・大型車の車輪脱落事故防止のため、タイヤ交換などホイールを取り外して行う点検整備作業について、整備上の注意等適切な方法について推進。またポスト新長期規制対応の大型トラック、バスは新・ISO方式ホイール採用となることから、その特徴及び点検整備方法等について徹底を行う。

○ 上記（３）の事故分析事業に従い、大型車の車輪脱落事故及び車両火災事故等社会的影響の大きな車両故障事故に対する要因分析調査の実施及びホームページへの公表を行い、同種事故の再発防止に活用する。【関東運輸局】（継続）

○ 整備管理者研修を効果的に実施し、整備管理の徹底による輸送の安全の確保を図る。【関東運輸局】（継続）

- ・重点事項：
 - ・シートベルトの取り付け状態等について確実な点検をしているか周知徹底する。
 - ・「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

・整備管理者研修実施予定回数 (回)

支 局	選任後研修	選任前研修
東 京	13 (13)	30 (29)
神奈川	8 (8)	12 (12)
埼 玉	9 (11)	18 (18)
群 馬	12 (12)	14 (14)
千 葉	9 (9)	24 (24)
茨 城	11 (8)	24 (24)
栃 木	5 (10)	13 (13)
山 梨	3 (3)	8 (8)
計	68 (74)	143 (142)

注：() 内は平成28年度実績

○ 点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動及び街頭検査等において積極的に啓発活動を実施するとともに、整備管理者研修等においても点検整備の重要性について周知し、その実施について積極的に推進を行う。【関東運輸局、事業者団体】（継続）

(6) 保安指導を担う指導的人材の育成・資質の向上と安全体質の底上げ

○ 貨物自動車運送適正化事業実施機関職員に対する巡回指導の資質向上を図るため、各運輸支局において、貨物自動車運送適正化事業実施機関職員等との連絡協議会を開催する。【関東運輸局】（継続）

・違法性の確認手法、改善指導等及び安全マネジメント取組みへの指導並びに情報の共有等を行うこととし、概ね四半期に1回程度行う。

○ 平成26年3月に東京都において、タクシー事業に係る適正化実施機関が指定され、同機関の巡回指導の資質向上を図るため、連絡会議を開催し指導等が適切に実施されるよう助言を行うとともに連携を図る。【関東運輸局、事業者団体（タクシー）】（継続）

○ 貸切バスについて、監査を補完し業界の自主的改善を促進するため、本年5月12日に一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定を行ったことから、同機関が行う巡回指導が的確に実施されるよう巡回指導員に対する研修を行う。また、原則、毎月1回実施する同機関との定例会議において、巡回指導の資質向上を図るため、問題点等について協議を行い、同機関に対し助言するとともに、連携・強化を図る。【関東運輸局】（新規）

（7）優良事例の共有

○ 各事業者等が実施している事故防止対策等の優良事例等について、他事業者の参考となるよう情報共有し、さらに水平展開を推進していく。【関東運輸局、事業者団体】（継続）

（8）その他

○ 海上コンテナセミトレーラの輸送の安全を図るため、緊締装置の確実なロックの徹底及び横転事故防止の徹底について啓発活動を実施するとともに、平成28年6月に一部改訂された「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等について認識するよう啓発する。【関東運輸局、事業者団体（トラック）】（継続）

・街頭検査及び各種研修会等の機会を捉え、緊締装置の確実なロック及び横転事故防止などについて啓発を行うとともに「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等について認識するよう啓発する。

2. 監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除

（1）監査・処分の実効性の向上

○ 国土交通省では、平成25年10月に改正された新たな監査方針・処分基準等により、全てのモード（バス、ハイタク、トラック）において重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者への集中的な監査を行い、重要な法令違反が確認された場合には、事業停止等の厳格な処分を実施する。

さらに、平成28年12月に改正された新たな監査方針・処分基準等により、貸切バス事業者に対して違反事項の早期是正、処分量定及び使用停止車両割合の引き上げ、運行管理者に対する処分の強化等監査・処分の実効性の向上を推

進していく。

また、更なる監査体制強化のため、引き続き監査要員の増員を国土交通本省に対し、要求するとともに、自動車監査指導部の監査官が各運輸支局に出向き、専門的知見・ノウハウを強化する目的で研修を実施するなど、質・量の両面で監査・処分の機能・体制の更なる強化を推進していく。

加えて、監査における関係省庁間の連携としては、引き続き、労働基準監督機関等と連携を図り監査・監督を実施する。【関東運輸局】(継続)

・ 監査実施計画

支局等	監査実施計画(者)
東京	448(342)
神奈川	256(185)
埼玉	192(148)
群馬	144(89)
千葉	244(134)
茨城	192(59)
栃木	192(119)
山梨	64(70)
計	1712(1146)

注1:()内は平成28年度実績

- 街頭監査の充実に関しては、事業用自動車の発着状況、交通環境等の周辺状況を事前に調査し、事業用自動車の運行実態等を確認するため、効果的な実施場所、時間帯等を選定し街頭監査を実施する。

また、貸切バス事業者において、法令違反が確認された場合は、他の運行で同様の法令違反がないかどうかを確認するため、街頭監査実施日から30日以内に一般監査(呼出)を実施する。【関東運輸局】(継続)

- 貨物自動車運送事業者に対しては、地方適正化実施機関との更なる連携強化を図ることとし、適正化実施機関による巡回指導結果の評価が悪い事業者に対し重点監査を積極的に行う。

また、乗務時間等告示違反の情報があった貨物自動車運送事業者に対しては、適正化実施機関に対し速やかな巡回指導を要請し改善状況の報告を求め、貨物自動車運送事業者の改善状況に応じた監査を実施する。【関東運輸局、事業者団体(トラック)】(継続)

- 新たに設置された貸切バスの適正化実施機関を活用し国の監査機能を補完することにより、国による監査の重点化を実施する。

加えて、同機関が行う巡回指導の結果に基づき、改善を実施しない事業者及

び改善を報告しない事業者について定期的な報告を受け監査を実施するとともに、巡回指導を拒否した事業者及び運行管理者が全く不在等輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反があった事業者については速報案件として速効性のある監査を実施する。【関東運輸局】（新規）

3. 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上

(1) 利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供

- 全事業者に対し監査等あらゆる機会を通じ、安全マネジメントの安全情報の公表等について指導徹底を図る。【関東運輸局】（継続）
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度について、認定事業者の公表を行うとともに、引き続き自治体や利用者等に対し、同制度の周知を図る。【関東運輸局、事業者団体（バス）】（継続）
- 優良タクシー乗り場の評価、検証を行い、新たな乗り場設置を図る。【関東運輸局、事業者団体（タクシー）、タクシーセンター】（継続）
- 各都県における優良乗務員証などの普及・促進及び利用者へのPR活動を行う。【事業者団体（タクシー）】（新規）
- Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価制度）の普及促進を図る。【事業者団体（トラック）】（新規）
- 利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、ネガティブ情報の開示等を行う。【関東運輸局】（継続）

(2) 運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会を各都県で行うこととし、その中で取引環境、労働時間改善を図っていく。【関東運輸局、事業者団体（トラック）】（継続）
- 荷主等発注者へのコンプライアンスの徹底を図るため、荷主勧告制度の運用を見直し（平成29年7月1日）荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、行政処分の有無にかかわらず早期に荷主に対し協力要請を行うなど、同制度の適切な運用を図っていく。【関東運輸局】（強化継続）

(3) タクシー事業の市場構造の適正化

- 改正タクシー適正化・活性化法に基づき、タクシーの供給過剰又はそのおそれがある地域として指定された地域における供給輸送力の削減及び需要活性化の取組が円滑に実施されるよう指導・助言を行う。【関東運輸局】（継続）

(4) 車両の安全対策

- 街頭検査の実施においては、警察等と連携を強化し、運転席の視野の確保や、不正改造等の防止に係る指導を強化するとともに、不正改造車の排除を推進するため「不正改造車を排除する運動」において積極的に啓発活動を実施する。また、整備管理者研修及び整備主任者研修会等において不正改造車の排除について周知を図る。【関東運輸局、事業者団体】（継続）

・街頭検査実施予定回数（一般街頭検査）

支 局	街頭検査実施予定（回）
東 京	22（19）
神奈川	20（14）
埼 玉	16（16）
群 馬	15（16）
千 葉	13（12）
茨 城	21（17）
栃 木	14（ 8）
山 梨	12（12）
計	133（114）

注：1.（ ）内は平成28年度実績

2. 関係機関と連携を図り、適宜実施予定

- スピードリミッターの不正改造防止のため、以下の対策を実施する。【関東運輸局】（継続）
 - ・警察との連携を強化し、街頭検査、監査等を効率的に実施する。
 - ・スピードリミッター不正改造通報等の取扱い制度に基づき、当該通報制度を有効に活用し、スピードリミッターの不正改造を行った者又は行った疑いのある者に対し、関係部署と連携を図り対応を強化する。

(5) その他

- 適切な運行計画に基づく輸送の安全確保の徹底を図る。【事業者団体】（継続）
- 酒気帯び運転、無免許運転及び救護措置義務違反等悪質法令違反などの防止の徹底を図る。【事業者団体】（継続）

4. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- 飲酒運転の根絶に向けた取組を推進し、酒気帯び運転等の禁止についてより一層の徹底を図る。【事業者団体】（継続）
- 点呼の際、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声等を目視で確認することに

加え、アルコール検知器を使用して運転者の酒気帯びの有無を確認し、確実な点呼の実施のもとに飲酒運転の根絶を図る。【事業者団体】（継続）

- 運転者等に対し、覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物の使用の弊害等についての知識の普及を図り厳にその使用防止について指導を徹底する。【事業者団体】（継続）
- 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止対策を徹底するとともに、事案惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開するなどの対策を講じる。【関東運輸局、事業者団体】（新規）

5. より先進的なIT・安全技術の活用

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等IT機器の普及促進を図り、運行管理の高度化を図るようさらに推進する。【関東運輸局、事業者団体】（継続）
- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、大型トラック・バス及びタクシー事業者に対し、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置等、横滑り時制動力・駆動力制御装置）等新技術を搭載した自動車の導入を推進する。また、衝突被害軽減ブレーキについては、平成26年11月以降、順次、大型トラック等に対して装着が義務付けされるが、装着車両の早期普及を推進するため、事業者等に対して当該装置の装着効果等の啓発を図る。（車両の安全対策）【関東運輸局、事業者団体】（継続）

6. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

（1）高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策

- 超高齢社会が到来し、事業用自動車の運転者についても高齢化傾向が見られる状況であることから、高齢運転者の特徴を踏まえ、適齢診断の受診を拡大・徹底し、事業者が個々の運転者の運転特性を把握した上で、運転上の注意事項を的確かつきめ細やかに指導・監督するとともに、状況に応じて適切な措置をとる等の対策を推進する。【事業者団体】（新規）

（2）高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策

- 高齢者による乗合バス車内事故、交差点等における死亡事故などの事故調査を実施し、事故要因分析検討結果（事故要因及び再発防止策）を公表するとともに、研修会等において周知する。【関東運輸局】（継続）
- 各業態において、高齢者が被害者となる事故の実態を把握するとともに、事故実態を踏まえた対策を多角的に講ずる。特にバスでは、発進時停車時の安全基本動作に係る指導監督を徹底する。【事業者団体】（新規）

7. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

(1) モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施

○ 関東運輸局と事業者団体とが連携し、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を実施する。【関東運輸局、事業者団体】(継続)

【バス事業者団体】

◆重点削減目標

車内事故の削減(特に、発進時の車内事故削減を目指す)。

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

①車内事故防止の具体的な取組み

＜路線バス＞

- ・ 停留所発進時における安全基本動作の徹底。
- ・ バスが停車してから離席する「ゆとり乗降」の啓発。
- ・ 乗客が着席してから発車すること及び車間距離を確保する「ゆとり運転」の励行。
- ・ 「ゆとり運転」の点呼時における徹底。
- ・ ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育。
- ・ 高齢者等の利用者に対する啓発活動。

＜貸切バス、高速バス＞

- ・ 乗客へのシートベルト着用促進の啓発活動の実施。
- ・ 発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底。

②車内事故防止キャンペーン及び安全輸送決議の実施等

- ・ 毎年7月に車内事故防止キャンペーンを実施。
- ・ 全国のバス事業者が一堂に会する全国バス事業者大会において行う安全輸送決議への車内事故防止対策の盛り込み。
- ・ メールマガジン等による広報活動。

③歩行者・自転車事故防止の具体的な取組み

- ・ 右左折時の一時停止または最徐行の徹底。
- ・ 歩行者・自転車の側方通過における側間距離(側方通過時2m以上)の徹底。
- ・ メールマガジン等による広報活動。
- ・ ドライブレコーダー映像を活用した運転教育。
- ・ 歩行者・自転車利用者に対する啓発活動。

◆事故防止対策の検討

死亡事故ゼロを目指し、事業者と協働で策定した車内事故及び歩行者・自転車との事故防止策を周知するとともに、防止策の効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【タクシー事業者団体】

《Ⅰ. 交通事故の総量抑止対策》

◆重点削減目標

交差点内事故（出会い頭、人対車両）の削減。

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

- ・信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底（２段階停止の習慣づけ、アクセルからブレーキへの足乗せ換え動作の習慣づけ）。
- ・運行管理者等による同乗指導。
- ・各支部・会員団体・所属団体それぞれに「安全対策会議」（仮称）の設置、及び事故情報の提供。（個人タクシー）
- ・所属団体等の最小団体において、少人数による指導又はKYT等の実施。（個人タクシー）

《Ⅱ. 死亡事故抑止対策》

◆重点削減目標

路上寝込み者等の轢過事故の削減：平成２９年に０人まで削減（平成２８年時点で４人）

◆重点削減目標に向けた具体促進策

- ・薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向け走行の徹底。
- ・路上寝込み者等発見時の警察への通報と保護活動及び警察との連携強化。

◆広報、啓発活動

機関誌等による広報活動の実施、また、ポスターやビラ等を全国の営業所・運転者へ配布し、具体的な事故防止ポイント等について啓蒙 等。

【トラック事業者団体】

◆重点削減目標

事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数１万台当たり「２．０」件以下とし、各都県（車籍別）の共有目標とする。

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

- ・事業用トラック重点事故対策マニュアルの策定（追突・交差点）。
- ・事故防止対策セミナー（追突・交差点）の開催・受講の促進。
- ・ドライブレコーダー及びデジタル式運行記録計等安全管理機器のより積極的な導入の促進。
- ・車載カメラ搭載車（左巻き込み事故防止対策）への助成事業の実施。

◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用

- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。
- ・事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データベースの構築及び事故防止啓発ツールとしての活用。

(2) 事故調査機能の強化

- 事業用自動車事故調査委員会が実施する事故要因の調査分析等へ協力する。
【関東運輸局】(継続)
 - ・「事業用自動車事故調査委員会」が実施する社会的に影響の大きい重大事故に関する事故要因の調査分析及び再発防止策の検討に協力するとともに、同委員会の再発防止策の提言を受けた対策について、他事業者に対しても展開し指導する。

(3) 高速・貸切バスの安全・安心の確保

- 新たな貸切バスの運賃・料金制度による取引を促進する。【関東運輸局、事業者団体（バス）】(継続)
 - ・平成26年3月に取りまとめられた、安全と労働環境改善コストを反映した、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制の新たな運賃・料金制度への速やかな移行及び書面取引の徹底を図る。
また、新運賃・料金制度の定着を図りつつ、監査方針に基づき監査を実施する中で、法令違反の疑いが生じた場合には適切に対処する。
- バス運転者を育成・確保する。【関東運輸局、事業者団体（バス）】(継続)
 - ・平成26年7月に取りまとめられた「バス運転者の確保及び育成に向けた検討会」の内容を踏まえ、バスの運転者の安定的な確保と育成に向けた取組を実施する。
- 高速乗合バスの管理の受委託による運行の場合については、委託、受託事業者の双方とも法令遵守の状況など安全の管理について随時確認を行う。【事業者団体（バス）・バス事業者】(継続)
- 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に定めた各施策について、運輸安全マネジメント評価や街頭監査等を通じ実施状況の確認等を行う。【関東運輸局】(継続)

8. 道路交通環境の改善

- 事故が起こりやすい道路環境の改善を図るため、交通管理者又は道路管理者等へ要請を行う。【事業者団体】(継続)
 - ・交差点事故の防止を図るため、歩車分離式信号機の設置拡大及び交差点横断歩道の位置を交差点から離して設置することについて要請する。
 - ・社会的に影響の大きい重大事故に対する要因分析調査を踏まえ、必要に応じて道路交通環境の改善について要請する。
 - ・具体的な改善箇所等の情報を収集し、改善について要請する。
 - ・トラックベいの設置等について要請する。